

☆未熟児養育医療給付制度のご案内☆

入院医療の必要な未熟児に係る医療費の一部を助成する制度です。  
入院中の食事療養費(ミルク代)も対象となります。

《対象となる方》

生まれたときの体重が 2,000g 以下であるか、または 2,000gを超えていても医師の診断により生活力が特に薄弱であって一定の症状を有しており、養育医療指定医療機関において入院養育を必要と認めた乳児(1歳になるまで)

《申請手続》

(1)申請に必要なもの ※ 主治医から②の意見書をもらったら、早めに手続をお願いします。

- ① 養育医療給付申請書
- ② 養育医療意見書(※医師が記入)
- ③ 世帯調書
- ④ 同意書(※市民税の課税状況等)
- ⑤ 乳児の医療保険の資格情報が確認できるもの
- ⑥ 子ども医療費助成申請書(申請時に配布)
- ⑦ 委任状(申請時に配布)
- ⑧ 乳児、扶養義務者の個人番号が確認できる書類
- ⑨ 申請者の本人確認ができる書類

※多胎児(双子・三つ子等)の場合、③・④の書類は1枚で結構です。



(2)申請窓口:「村上市役所 こども課」もしくは「各支所 地域振興課 地域福祉室」

※確認する市民税は毎年7月1日に年度を切替えます。

《申請手続後の流れ》

- ① 申請内容を審査し、養育医療給付の可否を市で決定します。
- ② 給付を決定した場合は、2～3週間程度で「養育医療券」を郵送しますので、届きましたら医療機関に提示してください。
- ③ 養育医療での自己負担額(保険診療分に限る)は、子ども医療費で全額助成することができますので、「子ども医療費助成申請書」と「委任状」を提出していただきますと保険診療分については自己負担額の請求はありません。
- ④ 保険診療外(おむつ代、差額室料、文書料等)の費用は、医療機関にお支払いください。

## 《自己負担額の考え方》

下記の徴収基準額表において、乳児の属する世帯の市町村民税に応じ徴収基準月額(自己負担上限額)が決まりますが、子ども医療費で全額助成することができますので、「子ども医療費助成申請書」と「委任状」を提出してください。

### ○徴収基準額表

階層区分	世帯の階層細区分		徴収基準月額	徴収基準加算月額	
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む)及び、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯		0円	0円	
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,600円	260円	
C階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯		5,400円	540円	
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得割の年額 15,000円以下	D1階層	7,900円	790円
		15,001~21,000円	D2 "	10,800円	1,080円
		21,001~51,000円	D3 "	16,200円	1,620円
		51,001~87,000円	D4 "	22,400円	2,240円
		87,001~171,300円	D5 "	34,800円	3,480円

#### ①入院期間が1か月未満の場合

$$\text{徴収基準月額} \times \frac{\text{その月の入院期間}}{\text{その月の実日数}} \quad (10 \text{円未満切捨て})$$

#### ②入院期間が1か月間の場合は、徴収基準月額が自己負担額になります。

## 《その他》

- ◇転居等により世帯構成に変更があった場合は、徴収基準額(月額)も変更になることがあります。変更があったときは市役所こども課までご連絡ください。
- ◇養育医療券を紛失した場合や、養育医療券の記載事項に変更が生じた場合も市役所こども課までご連絡ください。
- ◇入院期間が継続となる場合は、医療機関から市に協議されます(保護者の方が手続する必要はありません)。この場合、継続承認書の写しを保護者の方に交付します。

【問合せ先】村上市役所 こども課 子育て福祉室 電話:0254-75-8939(直通)